

48 橋梁の計画的な補修・補強による安全・安心な道路ネットワークの確保 (防災・安全)

計画概要

◆計画期間

平成26年度~平成30年度(5年間)

(ただし本整備計画に含む事業は、道路法の改正に伴い、平成27年度に新たに策定した整備計画に に全て移行したため、本計画に基づく事業実施期間は、平成26年度のみである。)

◆交付団体

愛知県

◆計画の目標

道路インフラの安全度向上と強靱化のため、高齢化が進む橋梁について点検による健全度の把握と計画的な補修・補強により長寿命化を図るとともに災害に強い安全・安心な道路ネットワークの確保を図る。

◆計画の成果目標(定量的指標)

指標①:第三者被害が想定される橋梁の損傷の補修を全て完了する。

指標②:橋梁長寿命化修繕計画に基づく点検及び修繕の実施により、安心して通行できる橋梁の割合

(予防保全率)を65%(H30年度末)に改善。

本整備計画について

道路橋梁の長寿命化対策推進を目的とした本計画は、遠望目視点検により橋梁の損傷度合を確認し その結果に基づき、優先度の高い橋梁から修繕工事を実施するものである。

平成25年度までの対策を継承し、平成26年度から開始したが、道路法改正に伴う平成25年度末の省令・告示に伴い、橋梁、トンネル等大型の構造物については、5年毎の「近接目視」による点検の実施が義務付けられ、あわせて社会資本整備総合交付金の交付要綱等も改正されることとなった。

これらの改正を踏まえ、本県でも、橋梁を含めた道路施設の長寿命化対策を、それまでの遠望目視から、近接目視点検に基づく対策へと転換した。これに伴い、この対策に関する既存の整備計画も再編し、平成27年度以降は新たな整備計画により対策を推進している。

よって本計画に基づく事業の実施は平成26年度のみであり、本事後評価も、この年度に実施した事業のみを対象に評価を行う。

評価内容

◆交付対象事業の進捗状況

交付対象事業	事業費※	事業の進捗状況
A 基幹事業	1,450 百万円	【橋梁修繕】39橋の対策工事を完了
B 関連社会資本整備事業	一 百万円	_
C 効果促進事業	- 百万円	_
合 計	1,450 百万円	

◆平成26年度に実施した事業の効果発現状況、目標値の達成状況

I 定量的指標に関連する交付対象事業の効果の発現状況

【橋梁修繕】

対策完了目標67橋に対し、39橋で対策工事を完了し、安全・安心な道路ネットワークの確保した。

Ⅱ定量的指標の達成状況

指標①(第三者被害が想定される橋梁の補修完了)

当初現況値	0 %	 目標値と実績
H26年度末目標値	9.7 %	値に差が出た
H26年度末実績値	5.7 %	要因

補修工法の見直しや工事の実施に必要となる他機関協議に不測の日時を要したことなどにより、工事着手に遅れが生じた橋梁があったため。

指標②(点検及び修繕の実施により、安心して通行できる橋梁の割合を改善)

当初現況値	39.5 %	 目標値と実績
H26年度末目標値	40.9 %	値に差が出た
 H26年度末実績値	40.3 %	要因

補修工法の見直しや工事の実施に必要となる他機関協議に不測の日時を要したことなどにより、工事着手に遅れが生じた橋梁があったため。

(参考)

平成26年度の目標達成状況は上記のとおりであるが、平成27年度以降も対策を継続し、平成28年度までに以下の 橋梁において対策を完了する見込みである。

H27年度完了	46 橋
H28年度完了	93 橋

◆今後の方針

急速にインフラの高齢化が進む中、本県では、橋梁の計画的な修繕・更新に向け、平成19年4月に「橋梁定期点検要領(案)」を策定し、同年から遠望目視点検及び必要な対策工事を実施してきた。

本整備計画は、この対策実施に向けた計画であるが、平成25年の道路法改正により、橋梁等、重要構造物について、新たな点検基準(近接目視)による5年毎の定期点検の実施が義務付けられた。これを契機に、メンテナンスサイクルの構築に向けた具体的取組が全国的に始まっており、本県も、平成27年3月に「道路構造物長寿命化計画」を策定し、構造物の点検・修繕を計画的に進めることとしている。

現在、この計画に基づき、平成30年度までに行うべき1巡目の近接目視点検を進めているところであり、これまでに実施した点検結果によると、約1割の橋梁が「早期に措置を講ずべき状態」と判定されている。これらの橋梁について、今後概ね5年以内に修繕を完了することを目標に、「道路構造物の集中治療」と位置づけ、対策を推進している。

今後も橋梁の高齢化は着実に進行することから、計画的な維持管理に向け、早期に措置を講ずべき橋梁の集中的な修繕を行い、以降、損傷が軽微なうちに補修を行う「予防保全型の維持管理」に早期転換できるよう、対策を強化していく。

◆事後評価の実施体制、実施時期

事後評価の実施体制	策定主体にて評価を実施
事後評価の実施時期	平成29年3月
公表の方法	WEBページ掲載 (http://www.pref.aichi.jp/soshiki/douroiji/0000083252.html)